

小学部・中学部学習指導要領 ②

第2節 内容等の取扱いに関する共通的事項

(第1章第2節第2の5 小・中2ページ)

| 選択教科の取扱い | 改訂のポイント、補足・説明【解説①p 168～p 170】 |
|---|--|
| <p>5 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学校部においては、*選択教科を開設し、生徒に履修させることができる。その場合、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(1) 地域や学校、生徒の実態を考慮し、すべての生徒に指導すべき内容との関連を図りつつ、選択教科の授業時数及び内容を適切に定め選択教科の指導計画を作成すること。</p> <p>(2) 選択教科の内容については課題学習補充的な学習や発展的な学習など（略）その際、生徒の負担過重となることのないようにしなければならない</p> <p>(3) 各学校においては、第2章に示す各教科を選択教科として設けることができるほか、地域や学校、生徒の実態を考慮して、特に必要がある場合には、その他特に必要な教科を選択教科として設けることができる。その他特に必要な教科の名称、目標、内容などについては、各学校が適切に定めるものとする。</p> | <p>* 中学校の教育課程は、中学校の教育課程は「必修教科、選択教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間」によって編成すると規定していたのを「国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語の各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動」と改正した。また従来選択教科に充てる授業時数が規定されていたが、これを改め、選択教科については、標準授業時数の枠外において各学校において開設することとした。</p> <p>① 選択教科を開設する場合には、その内容等については、教科の指導内容及び総合的な学習の時間における学習活動と相互に密接な関連を有するものである。</p> <p>② 生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等に即した多様な選択教科の開設及び授業の実施が大切である。</p> <p>③ 各学校が各学年で開設することができる選択教科の種類は、本項により、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、外国語、その他特に必要な教科である。</p> |

(第1章第2節第2の6 小・中3ページ)

| 知的障害者教科等の取扱い | 改訂のポイント、補足・説明【解説①p 170～p 171】 |
|--|---|
| <p>6 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学校部においては、国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健、体育及び職業・家庭の各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動並びに自立活動については特に示す場合を除きすべての生徒に履修させるものとする。また、外国語科については、学校や生徒の実態を考慮し、必要に応じて設けることができる。</p> | <p>・ 「特に示す場合」とは、重複障害者等に関する教育課程の取扱いを指している。</p> |

(第1章第2節第2の7 小・中3ページ)

| 知的障害者各教科等の指導内容の設定 | 改訂のポイント、補足・強調【解説①p.171～p.172】 |
|--|--|
| <p>7* 知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校において、各教科の指導に当たっては、各教科（小学部においては各教科の各段階。以下この項において同じ）に示す内容を基に、児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定するものとする。また、各教科、道徳、特別活動及び自立活動の全部又は一部を合わせて指導を行う場合は、各教科、道徳、特別活動及び自立活動に示す内容を基に、児童又は生徒の知的障害の状態や経験等に応じて、具体的に指導内容を設定するものとする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学習児童要領の内容から具体的な指導内容（具体的な事柄）を設定する。「内容」と「指導内容」の区別 <p>* より一層、個々の児童生徒の知的障害の状態や経験等に応じた指導がなされるよう、各教科だけでなく、各教科、道徳、特別活動及び自立活動を合わせて指導を行う際にも、具体的な指導内容を設定する必要があることを示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各学校においては、各教科等を合わせて指導を行う際には、各教科、道徳、特別活動及び自立活動のそれぞれの目標及び内容を基にして一人一人の実態等に応じた具体的な指導内容を設定することが必要である。 ・ 「知的発達の遅滞の状態や経験等に応じて」との表記については、知的障害という障害名が定着していることや、知的障害について適切な理解が進んでいることから「知的障害の状態や経験等に応じて」と改めた。 |

3 授業時数等の取扱い

(第1章第2節第3の1 小・中3ページ)

| 授業時数等の取扱い | 改訂のポイント、補足・説明【解説①p.173～p.175】 |
|---|---|
| <p>1 小学部又は中学部の各学年における第2章以下に示す各教科（知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学部において、外国語科を設ける場合を含む。以下同じ。）、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動（学級活動（学校給食に係るものを除く。）に限る。以下この項、4及び6において同じ。）及び自立活動（以下「各教科等」という。）の総授業時数は、小学校又は中学校の各学年における総授業時数に準ずるものとする。この場合、各教科等の目標及び内容を考慮し、それぞれの年間の授業時数を適切に定めるものとする。</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校・中学校の総授業時数は準じます。（総授業時数は守る。）「準じるとは同一」 ・ 自立活動の指導の時間は適切に決めてください。 ・ 各教科の授業時数は、違ってもかまわない。 |

(第1章第2節第3の2 小・中3ページ)

| 総合的な学習の時間の授業時数 | 改訂のポイント、補足・説明【解説①p.178】 |
|---|--|
| <p>2 小学部又は中学部の各学年の総合的な学習の時間に充てる授業時数は、児童又は生徒の障害の状態や発達の段階等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校と同様 ・ 知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校小学部については、全学年に総合的な教科である「生活科」が設定されていること、また、 |

を考慮して、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校については、小学部第3学年以上及び中学部において、知的障害である生徒に対する教育を行う特別支援学校については、中学部において、それぞれ適切に定めるものとする

各教科等を合わせて指導が行われていることなどから、総合的な学習の時間と同様の趣旨の指導を行うことが可能であるため、これを設けないこととしている。

(第1章第2節第3の3 小・中3ページ)

| 自立活動の時間の授業時数 | 改訂のポイント、補足・強調【解説① p 178 ~ p 179】 |
|---|---|
| 3 小学部又は中学部の各学年の自立活動の時間に充てる授業時数は、児童又は生徒の障害の状態に応じて、適切に定めるものとする。 | <ul style="list-style-type: none"> 適切に定めるとは、授業時数を標準として示さないからといって、自立活動の時間を確保しなくてもよいということではなく、個々の児童生徒の実態に応じて、適切な授業時数を確保する必要があるということである。(児童生徒の状態によって弾力的な取扱いができる。) |

年間の授業週数 (第1章第2節第3の4 小・中3ページ)

| 年間の授業週数 | 改訂のポイント、補足・説明【解説① p 179 ~ p 180】 |
|---|---|
| 4 小学部又は中学部の各教科等の授業は、年間35週(小学部第1学年については34週)以上にわたって行うように計画し、週当たりの授業時数が児童又は生徒の負担過重にならないようにするものとする。ただし、各教科等* (中学部においては、特別活動を除く。) や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、*夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる。なお、給食、休憩などの時間については、学校において工夫を加え、適切に定めるものとする。 | <ul style="list-style-type: none"> * 各教科等や学習活動の特質に応じ効果的な場合には、「夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め」これらの授業を特定の期間に行うことができることを示している。 * 中学部において、特別活動(学級活動)についてはこの規定は適用されない。生徒の学級や学校の生活への適応や好ましい人間関係の形成、健全な生活態度の育成などに資する活動であり、このねらいを達成するためには、教師と生徒の人間関係と信頼関係を築く場や機会を十分に確保することが必要である。 夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合、学校独自の判断ではありません。最初から年間指導計画・個別の指導計画等と合わせて計画的に、内容、指導方法等を含め決め実施していくことが必要である。 |

(第1章第2節第3の6 小・中3ページ)

| 授業の1単位時間 | 改訂のポイント、補足・強調【解説① p 181 ~ p 183】 |
|--|--|
| 6 小学部又は中学部の各教科等のそれぞれの授業の1単位時間は、各学校において、児童又は生徒の障害の状態や発達の段階及び各教科等や学習活動の特質を考慮して適切に定めるものとする。なお、*中学部においては、10分間程 | <ul style="list-style-type: none"> * 中学部において、特に「10分間程度の短い時間を、単位として特定の教科の指導を行う場合において、当該教科を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもつて行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科の年間授業時数に含めることができる」との規定を設けた。 |

度の短い時間を単位として特定の教科の指導を行う場合において、当該教科を担当する教師がその指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該教科の年間授業時数に含めることができる。

- 特定の学習活動を 10 分間程度の短い時間を活用して行う場合については、当該教科や学習活動の特質に照らし妥当かどうかの教育的な配慮に基づいた判断が必要である。(指導の位置づけ、綿密な計画性、評価の仕方や方法、教科の時間との関連性など) 中学部は、教科担任制であることから用件については、p 182 p 183 を参考に。

(第 1 章第 2 節第 3 の 7 小・中 4 ページ)

| 時間割の弾力的な編成 | 改訂のポイント、補足・説明【解説① p 183 ~ p 184】 |
|---|---|
| 7 各学校においては、地域や学校、児童又は生徒の実態、各教科等や学習活動の特質等に応じて創意工夫を生かし時間割を弾力的に編成することができる。 | <ul style="list-style-type: none"> 「創意工夫を生かし時間割を弾力的に編成することに配慮するものとする」を「創意工夫を生かし時間割を弾力的に編成することができる」に修正 特別支援学校の小学部又は中学部については各教科等の年間の授業時数は学校において適切に定めることとされているが、児童生徒の学習や生活リズムを形成する観点等から、35 の倍数にすることを考慮して、小・中学校の場合と同様に、時間割の編成を工夫することが大切である。 |

(第 1 章第 2 節第 3 の 8 小・中 4 ページ)

| 総合的な学習の実施による特別活動の代替 | 改訂のポイント、補足・説明【解説① p 185 ~ p 186】 |
|--|---|
| 8* 総合的な学習の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。 | <ul style="list-style-type: none"> 総則に位置付けられていた総合的な学習の時間に関する規定を、独立した章として位置付けた。 総合的な学習の時間においてその趣旨を踏まえると同時に、特別活動の趣旨をも踏まえ、体験活動を実施した場合に特別活動の代替を認めるものであって、特別活動において体験活動を実施したことによって総合的な学習の時間の代替を認めるものではない。 |

4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

(第 1 章第 2 節第 4 の 1 (3) 小・中 4 ページ)

| まとめ方や重点の置き方 | 改訂のポイント、補足・説明【解説① p 190 ~ p 191】 |
|---|---|
| (3) 各教科の各学年、各分野又は各言語の指導内容については、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加えるなど、効果的な指導ができるようにすること。 | <ul style="list-style-type: none"> 従前、本項に規定していた「教材等の精選を図ること」を削除。 小・中学校の授業時数の増加を図った教科について、授業時数の増加の程度ほどには指導内容は増加させず、これらの教科において、反復学習等による基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得や観察・実験、レポートの作成といった知識・技能の活用を図る学習活動の充実を図ることを可能としている。 指導内容の増加は抑制し、基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着やその活用を図る学習活動の充実を重視することとしているが、そのためには、教科書だけでなく、各学校において使用され |

る各種教材等についても、質・量両面での充実が必要であるとの考え方立っており、このような観点から「教材等の精選を図る」ことを削除したものである。

(第1章第2節第4の1(5) 小・中4ページ)

| 個別の指導計画の作成 | 改訂のポイント、補足・説明【解説① p 193 ~ p 194】 |
|--|---|
| (5) *各教科等の指導に当たっては、個々の児童又は生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成すること。また、個別の指導計画に基づいて行われた学習の状況や結果を適切に評価し、指導の改善に努めること。 | <p>※これまでの個別の指導計画が活用されてきた実績を踏まえるとともに、障害の状態が重度・重複化、多様化している児童生徒の実態に即した指導を一層推進するため、各教科等にわたり個別の指導計画を作成することとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各教科や道徳など、学級等ごとに児童生徒に共通する指導目標や指導内容を定めて指導が行われる場合には、例えば、児童生徒一人一人に対する指導上の配慮事項を付記するなどして、学級等ごとに作成する指導計画を個別の指導計画として活用することなども考えられる。 自立活動と各教科等の個別の指導計画は分けて考えてもいい。 |

(第1章第2節第4の1(6) 小・中4ページ)

| 学校相互の連携や交流及び共同学習 | 改訂のポイント、補足・説明【解説① p194 ~ 196】 |
|---|--|
| (6) 学校がその目的を達成するため、地域や学校の実態等に応じ、家庭や地域の人々の協力を得るなど家庭や地域社会との連携を深めること。また、学校相互の連携や交流を図ることにも努めること。特に、児童又は生徒の経験を広めて積極的な態度を養い、社会性や豊かな人間性をはぐくむために、学校の教育活動全体を通じて、小学校の児童又は中学校の生徒などとの*交流及び共同学習を計画的、組織的に行うとともに、地域の人々などと活動を共にする機会を積極的に設けること。 | <p>※特別支援学校の児童生徒と小・中学校の児童生徒との交流及び共同学習を計画的、組織的に行うこと位置付けた。(計画的:年間計画、学期の計画等、組織的:校務分掌等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害のある子どもと障害のない子どもが一緒に参加する活動は、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性をはぐくむことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があるものと考えられる。) 地域の人々と活動を共にする機会の一つとして、地域の高齢者と共に活動することがみられる。(次の表現が適している) 児童生徒の障害の状態(略)地域の様々な人々と共に活動を共にする機会を増やしていくこと |

5 配慮事項

(第1章第2節第4の2(1) 小・中4ページ)

| 指導方法の工夫改善 | 改訂のポイント、補足・説明【解説① p 197~ p 199】 |
|--|---|
| (1) 学校の教育活動全体を通じて、個に応じた指導を充実するため、*個別の指導計画に基づき指導方法や指導体制の工夫改善に努めること。その際、児童又は生徒の障害の状態や学習の進度等を考慮し | <p>※児童生徒の実態に即した指導を一層推進するため、自立活動や重複障害者の指導のみならず、各教科等にわたり個別の指導計画を作成することに留意する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 個に応じた指導方法として「個別指導の重視」と「授業形態や集団の構成の工夫」を例示してい |

て、個別指導を重視するとともに、授業形態や集団の構成の工夫、**それぞれの教師の専門性を生かした協力的な指導**などにより、学習活動が効果的に行われるようになると。

る。ここでいう「授業形態の工夫」とは、例えば、チーム・ティーチングによる個別指導、学級等の枠をはずしたグループ別指導による授業などを指しており、また「集団構成の工夫」とは、例えば、習熟度や障害の状態に応じたグループ編成などを指している。

- 各学校は、その環境や教職員の構成、施設・設備などがそれぞれ異なっているが、それに応じて最も効果的な方法を工夫し、組織体としての総合的な力を発揮していくことが大切である。

(第1章第2節第4の2(3)小・中4ページ)

言語環境の整備と言語活動の充実

- (3) 各教科等の指導に当たっては、***児童又は生徒の思考力、判断力、表現力等をはぐくむ観点から、基礎的・基本的な知識及び技能の活用を図る学習活動を重視するとともに、言語に対する关心や理解を深め、言語に関する能力の育成を図る上で必要な言語環境を整え、児童又は生徒の言語活動を充実すること。**

改訂のポイント、補足・説明【解説①p 200～p 203】

- 基礎的・基本的な知識・技能を習得する学習活動、これらの活用を図る学習活動及び総合的な学習の時間を中心とした探究活動といった学習の流れを重視し、基礎的・基本的な知識・技能の習得とこれらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成をバランスよく図ること。

※ 今回の改訂で、小学校・中学校学習指導要領に新たに入った配慮事項で特別支援学校でも準ずる

(第1章第2節第4の2(7)小・中5ページ)

見通し立てたり振り返ったり学修活動の重視

- (7) 各教科等の指導に当たっては、児童又は生徒が学習の見通しを立てたり学習したこと振り返ったりする活動を計画的に取り入れるよう工夫すること。

改訂のポイント、補足・説明【解説①p 211～p 212】

※ 学習意欲の向上を重視している。指導に当たって、児童生徒が学習の見通しを立てたり学習したこと振り返ったりする活動を計画的に取り入れ、自主的に学ぶ態度をはぐくむことは、学習意欲の向上に資することから、特に規定を新たに追加したものである。

- 小学校・中学校学習指導要領の中で重視した内容それを特別支援学校でも準ずる。

(第1章第2節第4の2(10)小・中5ページ)

コンピュータ等の教材・教具の活用

- (10) 各教科等の指導に当たっては、児童又は生徒がコンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段に慣れ親しみ、***その基本的な操作や情報モラルを身に付け、適切かつ主体的、積極的に活用できるようにするための学習活動を充実するとともに、これらの情報手段に加え視聴覚教材や教育機器などの教材・教具の適切な活用を図ること。また、児童又は生徒の障害の状態や特性等に即した教材・教具を環境を整え、指導の効果**

改訂のポイント、補足・説明【解説①p 215～p 217】

※ 特別支援学校においては、児童生徒の学習を効果的に進めるため、児童生徒の障害の状態等に応じてコンピュータ等の教材・教具を創意工夫するとともに、それらを活用しやすい学習環境を整えることも大切である。

- 例えば、話し言葉や書き言葉による表現が難しかったり、辞書や辞典の活用が困難であったりする肢体不自由の児童生徒には、視聴覚教材やコンピュータなどの教育機器を適切に利用すること、弱視の児童生徒には障害の状態に合わせて、各種の弱視レンズや拡大教材映像装置、文字を拡大するソフトウェア等を活用したり文字や図の拡大教材や書見台を利用したりすることなど。
- 教師はそれぞれの教材・教具について慣れ親し

を高めるようにすること。

み、絶えず研究とともに、校内のICT環境の整備に努め、児童生徒も教師もいつでも使えるようにしておくことが重要である。

(第1章第2節第4の2(15)小・中5ページ)

部活動の意義と留意点等

改訂のポイント、補足・説明【解説①p 221～p 222】

(15)* 中学部において、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること（略）

* 中学校の学習指導要領に中教審等の意見を受けて部活動が入ってきた。それを受けた中学部でも準じる。

(第1章第2節第4の2(16)小・中5ページ)

センターとしての役割

改訂のポイント、補足・説明【解説①p 222～p 224】

(16) 小学校又は中学校等の要請により、障害のある児童、生徒又は当該児童若しくは生徒の教育を担当する教師等に対して必要な助言又は援助を行ったり、地域の実態や家庭の要請等により保護者等に対して教育相談を行ったりするなど、（略）*学校として組織的に取り組むことができるよう校内体制を整備するとともに、他の特別支援学校や地域の小学校又は中学校等との連携を図ること。

* 小学校及び中学校学習指導要領等においては、特別支援学校の助言又は援助を活用しつつ、児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行なうことが示された。

- ・ 小・中学校等に対する具体的な支援の活動内容については解説参照。
- ・ 近隣にある小学校・中学校との関係がますます発展できるようにしていく

6 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

(第1章第2節第5の1小・中5ページ)

特に必要がある場合

改訂のポイント、補足・説明【解説①p 225】

1 児童又は生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、次に示すところによるものとする。

- ・ 一人一人の実態に応じた学習を行うことを重視する観点から、従前は本項前半には、「障害の状態により学習が困難な児童又は生徒について」と示していたのを「児童又は生徒の障害の状態により」と改めた。
- ・ この規定は「障害の状態により特に必要がある場合」について示したものであり、重複障害者に限定した教育課程の取扱いではないことに留意する必要がある。

(第1章第2節第5の1(1)小・中5ページ)

各教科及び外国語

改訂のポイント、補足・説明【解説①p 225～p 226】

(1) 各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができ

- ・ 小学部において新たに導入された外国語活動についても、各教科と同様に、児童生徒の障害の状

ること。

態により特に必要がある場合には、外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わなくてもよいこととした。

(第1章第2節第5の1(4) 小・中6ページ)

| 重複障害者等の教育課程各教科及び外国語 | 改訂のポイント、補足・説明【解説①p 227】 |
|---|--|
| (4) 視覚障害者、聴覚障害者、 肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校の中学校部の外国語科については、外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができること。 | <ul style="list-style-type: none">小学部において新たに外国語活動が示されたことから、中学部において外国語科を指導する際に、生徒の障害の状態により特に必要がある場合には、視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校中学校部において、外国語活動の目標及び内容の一部を取り入れることができることとした。 |

(第1章第2節第5の3 小・中6ページ)

| 特に必要がある児童生徒の場合 | 改訂のポイント、補足・説明【解説①p 230】 |
|--|--|
| 3 重複障害者のうち、障害の状態により特に必要がある場合には、各教科、道徳、外国語活動若しくは特別活動の目標及び内容に関する事項の一部又は各教科、外国語活動若しくは総合的な学習の時間に替えて、自立活動を主として指導を行うことができるものとする。 | <ul style="list-style-type: none">一人一人の実態に応じた学習を行うことを一層重視する観点から、「障害の状態により特に必要がある場合には」と改めた。また、小学部に外国語活動が導入されたことに伴い、自立活動を主として指導を行う場合には、各教科等と同様に外国語活動についても一部又は全部を替えることができることを明記した。道徳及び特別活動については、その目標及び内容の全部を替えることができないことに留意する必要がある。 |

Q & A

Q 1 総合的な学習の時間の活動を特別活動に替えることができるはどんな場合

A : 最初から替えることが前提ではなく、総合的な学習の時間の授業内容のねらいとか活動とか、生徒同士の関わりがあるかどうかなどの内容を踏まえ、学校行事の一部の指導に替えらるかを検討することが大切になります。

Q 2 夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含め、これらの授業を特定の期間に行うことができる条件は

A : いつでも学校独自で決めて判断してできるものではありません。最初から意図して年間指導計画や学期の計画、また内容も明確にしておく必要があります。当初から学校の教育課程に位置づけ、計画的に進めていく時に設定できます。